

第6回新宿区議会政治倫理条例に関する懇談会会議要録（平成16年7月30日）

- 1 働きかけに関する要綱等がある自治体に対する聞き取りについて、事務局次長が資料に基づき報告し、質疑を行った。
- 2 「文書化に関する考え方（範囲、主体）」を議題として、議論した。
 - ・ 議員の倫理条例の中に、行政側の職員に議員からの働きかけを文書化する義務付けをすることは、矛盾があるのではないか。執行機関への要望事項でまとめる方法はある。
 - ・ 有権者・業者が議員に対して行う働きかけと、議員が職員に対して行う働きかけがある。
 - ・ 議員からの働きかけには、職員の採用、物品等の入札、保育園の入園、区営住宅の入居、区民の就職などがあると考えられる。
 - ・ 議員が住民から働きかけを受けても、それにどのように対応するかは議員の良心、信条に依存するので、どのように行動するかであり、働きかけを文書化する必要はない。
 - ・ 区民から議員、議員から区、暴力団から区への働きかけは、何らかの文書化は必要である。
 - ・ 区民も議員に様々なことを求めないことが必要である。
 - ・ 議員からの働きかけがなかなか表に出てこない実態がある。議員の働きかけは行政が記録すべきであり、行政側に要請すべきである。
 - ・ 有権者、職員、議員が相互に関連がある。区民が保育園入園で議員に働きかけすることを正当化することは問題である。
 - ・ 働きかけがすべて悪いことではないので、線引きすることが必要である。
 - ・ 行政が働きかけを文書化する場合は、議会は行政とすりあわせをしないと、よい条例はできない。
 - ・ 働きかけをする議員が文書化すればよい。
 - ・ 暴力団から議員に働きかけがあっても、文書化するルールがあれば、不当要求を断りやすい。
 - ・ 行政は文書を受理したら、たとえメモ程度でも必ず情報公開の対象とすべきである。
 - ・ 議員が区民からの要望を文書で受け取ることは大変である。議員と行政とのやり取りを文書化することは可能であると思う。
 - ・ 議員と区とのやり取りをどういうふう記録に残すかである。議員がアクションを起こした場合に文書化すればよい。
 - ・ 議員の相談のみであれば文書化しなくてもよいが、お願いした場合、文書化する必要がある。

- ・ 議員の行動を文書化することは、区民に知らせることに意味がある。
 - ・ 条例を作ることは議員の申し合わせである。議員が自らを律するため、議員が働きかけの要点を書けば済むことである。議員が書くことにより、抑止力が働く。
 - ・ 議員の側で文書化する努力は必要である。
 - ・ できるだけオープンにすることが、公平・民主的な区政につながっていく。起草作業を行うさいに、だれが文書化するかの詳細を検討する。
- 3 「文書にならない問題の処理」を議題として、議論した。
- ・ 業者が誤解を招く行為をしないことを条例に盛り込んだほうがよい。
 - ・ 議会内で自浄作用の場をどのように作るかである。
 - ・ 文書にならないものは常識なものであり、そのことに屈しないことが大切であるが、倫理委員会的なものを作るべきである。
 - ・ 区民が審査を要求できる倫理委員会を設置し、対応すべきである。
 - ・ 今後、財産公開、株取引も議論すべきである。兼業禁止の問題も条例に盛り込むべきである。
 - ・ 収支報告書、入札経過調書も閲覧できる。多数落札した業者が献金している事実はある。
 - ・ 議員の側からも倫理審査会開催の請求を認めるべきである。受動的な活動ではなく、能動的に取り組める活動にすべきである。また、費用対効果の面から考えることも大事である。
 - ・ 問責制度も考えていくべきである。
 - ・ 公約がどのように実行されているか、条例に盛り込むことは可能であるか。
 - ・ 議員が自ら掲げる公約の実現に努力することを条例に盛り込み、実績を作成し、閲覧させることは可能である。
 - ・ 働きかけに関する議論も大切だが、議員の行政監視・チェックを条例に取り込まなくてよいのか。鮮明になっていない。
- 4 次回の議題
「審査会のあり方、財産公開、兼業・兼職の届出、公平で民主的なルール、問責制度、議員活動の報告など」とする。
- 5 次回の日程
8月20日(金)午前10時に開催する。